

政策目標 1 2 文化による心豊かな社会の実現

●概要

優れた芸術文化の振興を図るとともに、我が国固有の伝統文化を継承・発展させることにより、文化による心豊かな社会を実現する。このため4つの施策によってその目的の達成を目指す。

●主管課(課長名)

文化庁長官官房政策課(大木 高仁)

●評価

本年度の評価対象となった施策目標12-1及び12-4については、それぞれ総じて順調な進捗がみられた。このことにより、『文化芸術の振興に関する基本的な方針(第2次基本方針)』において、重点的に取り組むべき事項として掲げられている「芸術文化の振興」及び「文化芸術振興のための基盤の充実」に向けた取組は想定通りに達成された。

●22年度の施策状況

○ (施策目標12-1)

我が国の芸術文化活動水準の向上を図るとともに、国民全体が、芸術文化活動に参加できる環境を整備するため、優れた芸術文化への支援、新進芸術家の人材育成、子どもの芸術文化体験活動、地域における芸術文化活動の推進等に取り組んだ。

優れた芸術文化への支援や地域における芸術文化活動の推進については、メディア芸術祭に応募する作品数が増えていることとともに、優れた劇場・音楽堂からの創造発信事業における平均入場率が一定のレベルであり、概ね順調に進捗しているが、我が国の主要芸術団体における自主公演数に減少傾向にあることから、その背景を検証し、その対策を検討することで、これに歯止めをかけることが課題である。

また、新進芸術家の人材育成については、一定の成果を挙げているが、海外研修終了後に当該分野で活動をしている者の割合を増加させることが課題である。

○ (施策目標12-2)

モニタリングとしたため、モニタリング結果を参照。

○ (施策目標12-3)

モニタリングとしたため、モニタリング結果を参照。

○ (施策目標12-4)

高度化・多様化する国民の文化への関心に応えるため、文化に関する情報提供の充実を図った。また、文化活動を支える基盤として、著作権の適切な保護と公正な利用を図り、著作権制度の普及・啓発を行うとともに、国語の普及・啓発や日本語教育の充実、円滑な宗務行政の推進を図った。

文化に関する情報提供については、平成19年度以降の文化庁ホームページの機能改善・強化(アクセシビリティに配慮した運用の開始、サイトマップの改良等)がアクセス数の着実な増加に結実しているものと考えられる。また、著作権、国語、宗務各分野の講習会、協議会等における参加者アンケートでは、総じて高評価を維持している。

文化芸術振興の「基盤の充実」という性質上、もとより中長期的視点に立った継続的な取組を要するものであって短期間に顕著な成果を生ずるものではないが、達成目標ごとの測定指標に照らせば総じて順調に進捗している。他方、各分野の講習会、協議会等については、参加者アンケート等を基に開催時期や場所、内容を吟味し、更なる質・量(参加者数の増)の充実に努めていくこと、併せて、本施策の特質を踏まえつつ、より有効な評価指標を確立することが課題である。

●23年度以降の政策への反映方針

施策目標12-1

- ・優れた芸術文化への支援については、支援策をより有効に機能させるため、審査・評価等の仕組みを強化するとともに、引き続きより経営努力のインセンティブが働くような助成方法や年間の創造活動への総合的な支援等、芸術団体への効果的な支援に取り組む。
- ・メディア芸術については、引き続き文化庁メディア芸術祭等で作品の発表及び顕彰の場を作り、メディア芸術の発信・交流を推進する。
- ・日本映画については、多様で優れた作品の創作、国内外への発信、人材育成を支援することにより、その一層の振興を図る。
- ・新進芸術家等の育成については、海外研修後当該分野で活動している者の割合を高めるため、研修終了後の研修生の状況に関する調査を今後も継続的に実施するとともに、若手芸術家等が海外で活躍する機会の一層の充実を図る。
- ・子どもの芸術文化体験活動については、引き続き巡回公演事業と派遣事業を実施し、子どもたちに文化芸術を体験する機会を充実する。
- ・劇場・音楽堂への支援については、地域の住民が求める質の高い芸術文化活動に触れられる機会を充実するため、トップレベルの劇場・音楽堂が行う事業への支援や地域の中核となる劇場・音楽堂への支援を行うとともに複数の劇場・音楽堂や芸術団体が共同で制作する公演を支援する。
これらの支援を引き続き実施するとともに、東日本大震災による被害からの文化施設の復旧や被災地の復興支援事業に取り組むため、平成19年度要求事項（文化活動専門官1名の継続配置の平成24年度見直し）の見直しを解除するよう要求する。

施策目標12-4

- ・文化に関する情報提供に関しては、国民の文化への関心に応えるため、引き続き文化庁ホームページの機能改善・強化（アクセシビリティに配慮した運用、サイトマップの改良等）を実施していく。
- ・著作権講習会については、一層の受講者の理解度向上を図るため、各講習会の趣旨や対象者により応じた内容となるよう更なる改善に努めていく。
- ・我が国の著作物の保護に関しては、アジア諸国等における著作権侵害に対する権利行使の実効性を高めるため、官民協力の下、引き続き海賊版対策事業を実施していく。
平成24年度に向けては、新たに、侵害発生国・地域における法制面での権利執行の強化を支援する等グローバルな著作権侵害への対応を強化するための予算を要求する。
- ・国語問題研究協議会については、国語についての正しい理解の普及を図るため、今後も適切な講演、施策説明を実施するとともに、前年度のアンケート結果を踏まえた内容の充実等に努めていく。
- ・日本語教育研究協議会については、今後も参加者からの要望等を踏まえた内容の充実を図ることにより、国内における日本語教育の充実を努めていく。このほか、外国人の円滑な社会生活の促進に資するため、日本語教育の教材例の作成やカリキュラム案のデータベース化等の事業を実施していく。
- ・宗教法人実務研修会については、今後も受講者の理解度向上を図るため、参加者からの要望等を踏まえた内容にするなど充実を図るとともに、一層の宗教法人実務の啓発に努めていく。